

都市緑地保全法等の一部を改正する法律要綱

第一 都市緑地保全法の一部改正

一 題名

題名を「都市緑地法」に改めること。

二 緑地の保全及び緑化の推進のための基本計画

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の計画事項に、地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項を追加すること。

(第四条第二項関係)

三 緑地保全地域

1 都市計画区域内の緑地で次のいずれかに該当する土地の区域について、都市計画に緑地保全地域を定めることができるものとすること。
(第五条関係)

イ 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの

ロ 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

2 都道府県は、緑地保全地域に関する都市計画が定められたときは、当該地域における行為の規制の基準等に関する緑地保全計画を定めなければならないものとする。こと。
(第六条関係)

3 緑地保全地域内において建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならないものとする。こと。
(第八条第一項関係)

4 都道府県知事は、届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、緑地保全計画で定める基準に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができるものとする。こと。
(第八条第二項関係)

四 特別緑地保全地区

緑地保全地区の名称を特別緑地保全地区に改めること。
(第十二条関係)

五 地区計画等の区域内における緑地の保全

市町村は、地区計画等に定められた現に存する樹林地、草地等の区域について、条例で、当該区域内

における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができること。
(第二十条関係)

六 管理協定

緑地保全地域について、地方公共団体又は緑地管理機構は、緑地の所有者等と管理協定を締結して、その管理を行うことができるものとする。
(第二十四条関係)

七 緑化地域

1 用途地域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、都市計画に、緑化地域を定めることができるものとする。
(第三十四条第一項関係)

2 緑化地域に関する都市計画には、建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度を定めるものとする。
(第三十四条第二項関係)

3 緑化地域内においては、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、都市計画に定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならないも

のとする事。

(第三十五条第一項関係)

4 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したものであるもの等について、緑化率規制は適用しないものとする事。

(第三十五条第二項関係)

5 市町村長は、緑化率規制に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとる事を命ずることが出来るものとする事。

(第三十七条第一項関係)

6 市町村は、地区整備計画等に定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び維持保全に関する制限として定めることが出来るものとする事。

(第三十九条関係)

7 緑化率規制は、建築基準関係規定とみなすものとする事。

(第四十一条関係)

8 緑化率規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により工事の完了の日までに植栽工事を完了することが出来ない場合においては、市町村長に申出てその旨の認定を受けて、検査済証の交付を受けることが出来るものとする事。

(第四十三条関係)

9 市町村は、条例で、緑化施設の管理の方法の基準を定めることができるものとする。

(第四十四条関係)

八 市民緑地

地方公共団体又は緑地管理機構は、人工地盤、建築物その他の工作物の所有者と市民緑地契約を締結して、緑化施設を管理することができるものとする。

(第五十五条関係)

第二 都市公園法の一部改正

一 都市公園の設置基準

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に都市公園の整備の方針を定めている市町村における都市公園の設置は、当該基本計画に即して行うものとする。

(第三条第二項関係)

二 公園管理者以外の公園施設の設置等

公園管理者以外の者が設ける公園施設の許可を公園管理者がすることができる場合として、当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるものを追加すること。

(第五条関係)

三 都市公園の保存

公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合を、都市公園の保存規定の例外項目とすること。

(第十六条関係)

四 立体都市公園

1 公園管理者は、都市公園の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、都市公園の区域を空間又は地下について下限を定めたもの(以下「立体的区域」という。)とすることができるものとする。

(第二十条関係)

2 公園管理者は、その区域を立体的区域とする都市公園(以下「立体都市公園」という。)と当該立体都市公園の区域外の建物とが一体的な構造となるときは、建物の所有者等と協定を締結し、当該立体都市公園の管理上必要があると認めるときは、協定に従って、当該建物の管理を行うことができるものとする。

(第二十二条関係)

3 公園管理者は、立体都市公園について、当該立体都市公園の構造を保全するため必要があると認め

るときは、その立体的区域に接する一定の範囲の空間又は地下を、公園保全立体区域として指定することができるものとする。

(第二十五条関係)

4 公園保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者等は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害を防止するため必要な措置を講じなければならないものとする。

(第二十六条関係)

五 監督処分

公園管理者は、必要な措置を命じようとする場合において、その措置を命ぜられるべき者を確知することができないため、その措置を自ら行ったときは、当該措置に係る工作物等を保管しなければならぬものとするほか、公示、売却、代金の保管、廃棄等の手続を整備すること。

(第二十七条関係)

第三 首都圏近郊緑地保全法の一部改正

近郊緑地保全区域について、地方公共団体又は緑地管理機構は、近郊緑地の所有者等と管理協定を締結して、その管理を行うことができるものとする。

(第八条から第十四条まで関係)

第四 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正

近郊緑地保全区域について、地方公共団体又は緑地管理機構は、近郊緑地の所有者等と管理協定を締結して、その管理を行うことができるものとする。

(第九条から第十五条まで関係)

第五 都市計画法の一部改正

1 地域地区に緑地保全地域及び緑化地域を追加するものとする。

(第八条関係)

2 地区計画等の法定計画事項に建築物の緑化率の最低限度及び現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項を追加すること。

(第十二条の五関係)

第六 その他所要の改正を行うものとする。

第七 施行期日その他

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。